平成２５年（フ）第１１５号
静岡県富士市久沢263番地の11、前住所静岡県富士市天間1045番地の１
債務者　斉藤　隆輝
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３７号
山口県周南市古川町１番29号サンライト103号、前住所山口県周南市大字大向1370番地
債務者　貞益　　豊
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４２号
山口県周南市江の宮町12番Ｋ―409号、前住所山口県周南市桜木２丁目４番12号　商工中金桜木寮202号
債務者　松原　満志
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５７号
山口県宇部市大字妻崎開作246番地６　プレジデント101号
債務者　青木清太郎こと　禹　清太郎
１　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３０号
茨城県鹿嶋市大字武井釜524番地７
債務者　刈田奈美江
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３９号
茨城県神栖市下幡木906番地
債務者　横田　智一
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第４２号
茨城県潮来市辻250番地
債務者　中田　政和
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３９５号
神戸市北区北五葉７丁目１番18―408号、従前の住所神戸市北区星和台２丁目６番地の３
債務者　磯﨑　昌芳
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド５号棟1404号
債務者　ヨコヤマこと横山こと横山利秋こと
李　　相文
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８２号
神戸市長田区上池田１丁目３番15―402号
債務者　林　　信仁
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９２号
神戸市灘区鶴甲４丁目６番24―501号
債務者　一野愛こと　李　　愛琇
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
福岡県宮若市福丸157番地５、前住所福岡県糟屋郡志免町南里６丁目４番１―103号
債務者　和田あゆみ
１　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９２号
北海道苫小牧市新開町１丁目１番13―310号
債務者　鈴木　友美
１　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３０６号
仙台市青葉区愛子東２丁目４番23号
債務者　加川　千絵（旧姓高岡）
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
仙台市太白区中田６丁目８番18―108号
債務者　須田　秋夫
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
仙台市泉区上谷刈２丁目10番28号
債務者　福嶋　美香
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ４棟３
債務者　菅田　洋子
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
宮城県大崎市古川字上古川58番地　ベリーテ205号
債務者　堀籠　大祐
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係